

65歳以上の後期高齢者・後期高齢者料金表 2026.6～

(月／31日で計算)

対象者	医療区分	所得区分		医療費	食費 1月あたり	居住費 1月あたり	合計
65歳以上の 後期高齢者	医療区分Ⅰ	現役並み所得 3	年収約1160万円～ 月収83万円以上	252,600円＋1% 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	140,100 円			204,580 円
		現役並み所得 2	年収約770万～約1160万円 月収53～79万円以上	167,400円＋1% 約 168,000 円			232,480 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	93,000 円			157,480 円
		現役並み所得 1	年収約370万～約770万円 月収28～50万円	80,100円＋1% 約 90,000 円			154,480 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	44,400 円			108,880 円
		一 般 (1 割・2 割)		57,600 円			122,080 円
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)		44,400 円			108,880 円
		県 障		37,200 円			101,680 円
		低所得	Ⅱ	24,600 円	25,110 円 (270円/1食)		63,040 円
			Ⅰ	15,000 円	14,880 円 (160円/1食)		43,210 円
後期高齢者	医療区分Ⅱ・Ⅲ	現役並み所得 3	年収約1160万円～ 月収83万円以上	252,600円＋1% 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	140,100 円			204,580 円
		現役並み所得 2	年収約770万～約1160万円 月収53～79万円以上	167,400円＋1% 約 168,000 円			232,480 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	93,000 円			157,480 円
		現役並み所得 1	年収約370万～約770万円 月収28～50万円	80,100円＋1% 約 90,000 円			154,480 円
			入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)	44,400 円			108,880 円
		一 般 (1 割・2 割)		57,600 円			122,080 円
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合 (多数該当)		44,400 円			108,880 円
		県 障		37,200 円			101,680 円
		低所得	Ⅱ	24,600 円	25,110 円 (270円/1食) 90日超 20,460 円 (220円/1食)		63,040 円
			Ⅰ	15,000 円	12,090 円 (130円/1食)		40,420 円

上記表の合計金額の他に保険外料金として、
・お申込みいただいた日常生活品費の料金【Aプラン202円／日（6,262円） ・ Cプラン843円／日（26,133円／月） 】
・当院提供のおむつの使用料金は、提供した分を別途入院費に加算致します。
・県障の保険証をお持ちの方は、保険証の提示が無い場合は県障の料金は適用になりません。必ず保険証をご提示ください。

※県障を持っておられ、標準負担額減額認定証のある方は下記が償還払いで戻ってきます。

区 分	標準負担額	県障助成額単価	償還払いで戻る金額 1月毎日3食食べた場合
C ・ 低所得者Ⅱ	270 円/食	220 円/食	20,460 円
低所得者Ⅰ②	160 円/食	130 円/食	12,090 円
低所得者Ⅰ①	130 円/食	130 円/食	12,090 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅱ		270 円/食	25,110 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅱ（長期）		220 円/食	20,460 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅰ		130 円/食	12,090 円

各市町村に届出した銀行口座に県障医療費助成申請書（入院時生活療養費）の金額が償還払（振込）されます。

※食事を取られた回数により償還払いされる金額は変わります。

※入院の必要性の高い者とは・・・医療区分Ⅱ・Ⅲの方

※現役並み所得者に該当するかどうかは、同一世帯の被保険者の所得と収入により判定します。課税所得額が年額145万円以上から3段階（380万以上、690万円以上）
かつ、収入が 被保険者複数世帯は520万円以上、単身世帯で383万円以上の人

※一般とは、現役並み所得者、低所得者以外の人

※低所得Ⅱとは、その属する世帯の世帯員全員が住民税非課税の人

※低所得Ⅰとは、その属する世帯の世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を80万円として計算）の合計額が0円となる人
このうち、「低所得者Ⅰ①」の区分は、老齢福祉年金受給者を対象とし、「低所得者Ⅰ②」はそれ以外の方を対象とします。

【かもしか病院】 2026.6～ 64歳以下 入院費料金表

(月／31日で計算)

対象	所得区分	多数該当	医療費の自己負担額	食費 (1月あたり)	居住費 (1月あたり)	合計	備考
65歳未満	区分ア (月収83万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % 平均的な金額 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	0 円	303,750 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	140,100 円			191,250 円	
	区分イ (月収53万円～79万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % 平均的な金額 約 168,000 円			219,150 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	93,000 円			144,150 円	
	区分ウ (月収28万円～50万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % 平均的な金額 約 90,000 円			141,150 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			95,550 円	
	区分エ (月収26万円以下)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	57,600 円			108,750 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			95,550 円	
	県 障		37,200 円 (1,200円/1日)			88,350 円	
	区分オ (市町村民税非課税)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	35,400 円	25,110 円 (270円/1食)		60,510 円	入院90日超
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	24,600 円	入院 90日 超 20,460 円 (220円/1食)		55,860 円	
						49,710 円	
						45,060 円	入院90日超

上記表の合計金額の他に保険外料金として、お申込みいただいた日常生活品費の料金【Aプラン202円／日（6,262円） ・ Cプラン843円／日（26,133円／月） 】

当院提供のおむつの使用料金は、提供した分を別途入院費に加算致します。

限度額適用認定証の交付を市町村から受け、提示いただくことにより限度額が適用となります。（70歳未満の方）

70歳以上の加入者は、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額までの支払いで済みますが、低所得I・IIの方については、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると、さらにそれ以下の自己負担限度額までの支払いで済むことになります。

県障の保険証をお持ちの方は、保険証の提示が無い場合は県障の料金は適用になりません。必ず保険証をご提示ください。

70歳以上、75歳未満の方は、高齢受給者証の提示もお願いします。

【かもしか病院】2026.6～ 65歳～70歳未満 入院費料金表

(月／31日で計算)

対象	所得区分	多数該当	医療費の自己負担額	食費 (1月あたり)	居住費 (1月あたり)	合計	備考
65歳～70歳未満 医療区分 1	区分ア (月収83万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1 % 平均的な金額 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	140,100 円			204,580 円	
	区分イ (月収53万円～79万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % 平均的な金額 約 168,000 円			232,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	93,000 円			157,480 円	
	区分ウ (月収28万円～50万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % 平均的な金額 約 90,000 円			154,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	区分エ (月収26万円以下)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	57,600 円			122,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	県 障		37,200 円 (1,200円/1日)			101,680 円	
	区分オ (市町村民税非課税)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	35,400 円	25,110 円 (270円/1食)		73,840 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	24,600 円	入院 90日 超 20,460 円 (220円/1食)		69,190 円	入院90日超
						63,040 円	
						58,390 円	入院90日超
65歳～70歳未満 医療区分 2・3	区分ア (月収83万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1 % 平均的な金額 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	140,100 円			204,580 円	
	区分イ (月収53万円～79万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % 平均的な金額 約 168,000 円			232,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	93,000 円			157,480 円	
	区分ウ (月収28万円～50万円)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % 平均的な金額 約 90,000 円			154,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	区分エ (月収26万円以下)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	57,600 円			122,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	県 障		37,200 円			101,680 円	
	区分オ (市町村民税非課税)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	35,400 円	25,110 円 (270円/1食)		73,840 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	24,600 円	入院 90日 超 20,460 円 (220円/1食)		69,190 円	入院90日超
						63,040 円	
						58,390 円	入院90日超

上記表の合計金額の他に保険外料金として、お申込みいただいた日常生活品費の料金【Aプラン202円／日（6,262円） ・ Cプラン843円／日（26,133円／月） 】

当院提供のおむつの使用料金は、提供した分を別途入院費に加算致します。

限度額適用認定証の交付を市町村から受け、提示いただくことにより限度額が適用となります。（70歳未満の方）

70歳以上の加入者は、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額までの支払いで済みますが、低所得I・IIの方については、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると、さらにそれ以下の自己負担限度額までの支払いで済むことになります。

県障の保険証をお持ちの方は、保険証の提示が無い場合は県障の料金は適用になりません。必ず保険証をご提示ください。

70歳以上、75歳未満の方は、高齢受給者証の提示もお願いします。

【かもしか病院】2026.6～ 70歳～75歳未満 入院費料金表

(月／31日で計算)

対象	所得区分	多数該当	医療費の自己負担額	食費 (1月あたり)	居住費 (1月あたり)	合計	備考
70～75歳 未満	現役並み所得 3 (月収 8 3 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % 平均的な金額 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	140,100 円			204,580 円	
	現役並み所得 2 (月収 5 3 ～ 7 9 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % 平均的な金額 約 168,000 円			232,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	93,000 円			157,480 円	
	現役並み所得 1 (月収 2 8 ～ 5 0 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % 平均的な金額 約 90,000 円			154,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	一般 (2割負担) (月収 2 6 万円以下)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	57,600 円			122,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	県 障		37,200 円 (1,200円/1日)			101,680 円	
	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)		24,600 円	25,110 円 (270円/1食)		63,040 円	
医療区分Ⅰ	低所得Ⅰ		15,000 円	14,880 円 (160円/1食)		43,210 円	
70～75歳 未満	現役並み所得 3 (月収 8 3 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1 % 平均的な金額 約 252,600 円	51,150 円 (550円/1食)	13,330 円 (430円/1日)	317,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	140,100 円			204,580 円	
	現役並み所得 2 (月収 5 3 ～ 7 9 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1 % 平均的な金額 約 168,000 円			232,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	93,000 円			157,480 円	
	現役並み所得 1 (月収 2 8 ～ 5 0 万円以上)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1 % 平均的な金額 約 90,000 円			154,480 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	一般 (2割負担) (月収 2 6 万円以下)	入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回以下の場合	57,600 円			122,080 円	
		入院前12か月間の間に高額医療費 の適用3回目以上4回目以降の場合	44,400 円			108,880 円	
	県 障		37,200 円 (1,200円/1日)			101,680 円	
	低所得Ⅱ (住民税非課税世帯)		24,600 円	25,110 円 (270円/1食)		63,040 円	
医療区分Ⅱ・Ⅲ	低所得Ⅰ		15,000 円	12,090 円 (130円/1食)		40,420 円	
	入院 90日 超			20,460 円 (220円/1食)		58,390 円	
	入院 90日 超						
	入院 90日 超						
	入院 90日 超						
	入院 90日 超						

上記表の合計金額の他に保険外料金として、お申込みいただいた日常生活品費の料金【Aプラン202円／日（6,262円） ・ Cプラン843円／日（26,133円／月） 】

当院提供のおむつの使用料金は、提供した分を別途入院費に加算致します。

限度額適用認定証の交付を市町村から受け、提示いただくことにより限度額が適用となります。（70歳未満の方）

70歳以上の加入者は、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額までの支払いで済みますが、低所得I・IIの方については、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示すると、さらにそれ以下の自己負担限度額までの支払いで済むことになります。

県障の保険証をお持ちの方は、保険証の提示が無い場合は県障の料金は適用になりません。必ず保険証をご提示ください。

70歳以上、75歳未満の方は、高齢受給者証の提示もお願いします。

※県障を持っておられ、標準負担額減額認定証のある方は下記が償還払いで戻ってきます。

区 分	標準負担額	県障助成額単価	償還払いで戻る金額 1月毎日3食食べた場合
C ・ 低所得者Ⅱ	270 円/食	220 円/食	20,460 円
低所得者Ⅰ②	160 円/食	130 円/食	12,090 円
低所得者Ⅰ①	130 円/食	130 円/食	12,090 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅱ		270 円/食	25,110 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅱ（長期）		220 円/食	20,460 円
入院の必要性の高い者 低所得Ⅰ		130 円/食	12,090 円

各市町村に届出した銀行口座に県障医療費助成申請書（入院時生活療養費）の金額が償還払（振込）されます。

※食事を取られた回数により償還払いされる金額は変わります。

※入院の必要性の高い者とは・・・医療区分Ⅱ・Ⅲの方

特定疾患月額自己負担上限額

※特定疾患の受給者証は、個々で内容が異なります。
受給者証をお持ちの方は、医療相談員にお伝えください。

- 自己負担上限額を決定する基準は、同じ医療保険に加入する者の世帯となり、所得を把握する税は「市町村民税（所得割）の税額」となります。
- 対象の医療を受けた場合は、その月の自己負担額を合算していき、自己負担上限額（月額）まで達した時は、それ以上の自己負担はなくなります。自己負担を超えた分が医療費助成の対象です。

医療費：・薬代（院内・院外問わない） ・入院・外来の医療費
・訪問看護ステーションを利用した場合

※複数の医療機関を受診した場合、自己負担限度額は合算して適用されます。

【単位：円】

【単位：円】

階層区分 ※医療受給者証には【 】内の標記で記載されます。	階層区分の基準 «医療保険上の世帯で算定します»		患者負担割合：2割（現在1割の方が変わりません）		
			自己負担上限額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護の費用）		
			一般	高額かつ長期 ※2	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0 【A 1】	0 【B 1】	0 【C 1】
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税(世帯)※1	本人年収 ～80万円	2,500 【A 2】	2,500 【B 2】	1,000 【C 2】
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000 【A 3】	5,000 【B 3】	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000 【A 4】	5,000 【B 4】	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000 【A 5】	10,000 【B 5】	
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000 【A 6】	20,000 【B 6】	
入院時の食事			全額自己負担		

※1 市町村民税非課税世帯・・・均等割と所得割のいずれもが非課税の世帯です。

患者（又は保護者）の年収（給与・年金・手当等）により階層区分低所得 I か低所得 II を決定します。

※2 高額かつ長期とは・・・月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方です。（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）

・市町村民税の均等割のみ課税されている世帯・・・一般所得 I の区分となります。

・一般所得 I・II、上位所得の区分・・・医療保険上の世帯における市町村民税の所得割の額の合算額により決定します。

・世帯内に複数の患者がいる場合・・・世帯の負担が増えないよう世帯内の患者数で自己負担上限額を按分します。

（按分の計算方法）

各患者の負担上限額＝患者本人の負担限度額×（世帯で最も高い者の負担上限額÷世帯における負担上限額の総額）

前期高齢者（※１）・後期高齢者（※２） 特定疾患食費自己負担 全額自己負担表

所得区分		食費	
課税所得（145万円以上）		30,690円 (330円／1食)	
入院前12ヶ月間の間に高額医療費の適用 3回以上4回目以降の場合（多数該当）			
一般			
県障			
低所得	Ⅱ	25,110円 (270円／1食)	
		90日超	20,460円 (220円／1食)
	I	12,090円 (130円／1食)	

上記以外の方

区分ア～エ	30,690円 (330円／1食)		
区分オ	25,110円 (270円／1食)		
	90日超	20,460円 (220円／1食)	

（※１） 前期高齢者・・・加入されている保険が社保６５歳以上の方、国保７０歳以上の方

（※２） 後期高齢者・・・７５歳以上の方、または６５歳以上で障害のある方